

豚コレラ対策の現状と今後の対応

	リスクの状況	現状の対策	今後の対応(2/22以降)
感染いのししが発見されている山林 岐阜県南部、愛知県北部	野生いのししの豚コレラウイルスが養豚農場に感染するおそれがある。	- 野生いのししの拡散防止、個体数の削減のため、わな等の設置、野生いのししの捕獲活動等の強化、防護柵の設置(2/12) - 陽性イノシシから半径10km以内の農場に対し、毎日の報告徴求、出荷検査の監視強化を実施 - 感染いのしし確認エリア周辺の道路での消毒開始(2/15～)	<発生予防・まん延防止> - 感染いのしし確認エリア周辺を消毒 - いのしし陽性地域から半径10km以内に所在する農場について現行の監視体制に加え、定期的な立入検査を実施 <野生いのしし対策> - いのしし餌ワクチンについて、地域を限った使用 - 感染動向を踏まえた罠の増設や捕獲人員の増強を推進 - 陽性個体の確認状況に応じた防護柵の増設を推進
発生農場がある地域 岐阜県南部、愛知県豊田市、渥美半島 他	豚コレラウイルスが近隣の農場に感染するおそれがある。	<発生予防> - 発生毎に疫学調査チームを派遣 - これまでに全5回疫学調査チーム検討会を開催し、疫学調査から得られた知見をもとに農場に対する衛生管理を指導 - 岐阜県内の33農場全て(2月25日時点)を対象に、国が速やかに現地指導(2/5) - 現地対策本部を設置(2/6) - 渥美半島入口等での消毒開始(2/15～) <経営再開支援> - 殺処分された家畜の評価額の全額を手当金として交付 - 家畜の移動制限による売上減少又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県で全額助成 - 融資制度(家畜疾病経営維持資金や農林漁業セーフティネット資金) - 家畜防疫互助基金の加入者に経営支援互助金を交付	<発生予防・まん延防止> - 岐阜県での指導経験を持つ国の獣医師等が、愛知県等の獣医師職員を指導 - 岐阜県内の現地指導を引き続き実施するとともに、愛知県等の農場指導を実施 <経営再開支援> - 家畜疾病経営維持資金の拡充 ① 経営維持資金の対象に制限区域外の農家を追加 ② 償還期限を7年以内(据置3年以内)に延長 (国費分以外の地方自治体が負担した費用について、1/2を特別交付税として措置) - 発生農家等を対象に、豚マルキンの生産者負担金の納付を免除 - 家畜防疫互助基金について、基金の枯渇による減額を行わないとともに、基金を積み増し
発生農場の関連農場が個別に存在する地域	監視対象農場に豚コレラウイルスがすでに侵入しているおそれがある。	<まん延防止> 監視対象農場(交差汚染の可能性等がある農場)に対し毎日の報告徴求、出荷検査の監視強化を実施 <経営再開支援> 同上	<発生予防> 岐阜県及び愛知県以外の7都道府県37農場(2/25時点)において、飼養衛生管理基準の遵守状況について、国によるチェックを開始 <経営再開支援> 同上
全国	豚コレラウイルスの侵入可能性に常に備える必要がある。	<発生予防> - 飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導 - 飼養衛生管理基準の遵守徹底のため、チェックシートの見直しを行い、全県に再チェックを指導 <まん延防止> - 豚コレラに特徴的な症状を周知し早期発見・早期通報を徹底するよう指導 - と畜場等に出入りする関係車両の消毒徹底を指導 - と畜検査員に対し、豚コレラの臨床症状や病理所見を周知 - 飼料業者等に対し、運搬車両等の消毒徹底を指導	<発生予防> - 農場内に立ち入る関係者に対する消毒の徹底 - 全県を対象としてチェックシートの活用について個別指導を開始 <まん延防止> - 早期発見のポイントとなる症状を、法令上の「特定症状」に位置付け。農場・獣医師からの早期通報を義務化。 - 農場に出入りする畜産関係団体に運搬車両等の消毒、作業者の靴の履き替えなどの徹底を改めて指導 - 家畜保健衛生所と公衆衛生部局が連携し、と畜場での交差汚染の可能性について検証し、必要な汚染の防止対策を検討